

平成 24 年第 1 回更別村議会臨時会会議録

平成 24 年 1 月 20 日

1. 出席及び欠席の議員は別表 1 のとおりである。
2. 会議事件は別表 2 のとおりである。
3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 高橋祐二
書記 佐藤ちはる

議 事	
議 長	ただいまの出席議員は、8 名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 24 年第 1 回更別村議会臨時会を開会いたします。 (10 時 00 分) 村長より招集の挨拶があります。 岡出村長
村 長	本日ここに、平成 24 年第 1 回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位には、大変ご多忙の中にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。 新しい年明けは非常に穏やかに迎えたところでありますが、国内的には欧州の金融不安、超円高、デフレ、企業の海外脱出等によって、国内経済に大きな陰を落としており、また今月 13 日には野田内閣改造人事が行われまして、平成 24 年度国の予算、社会保障と税の一体改革の柱となる消費税増税問題、東日本大震災の復旧復興、福島原発事故の対応と日本にとってまさに国民生活にとって極めて重要な課題が本格議論されるところであります。 そして国際的にも中東緊張の高まり、T P P 参加問題と極めて厳しい環境を迎える中、依然として政局は混沌としており、予断を許さない状況が続いており、村政を預かるものとしては、まずは政局の安定と国民生活安定のための持続的な政策というものを望んでいるところであります。 村としてはこうした厳しい内外情勢を受け止め、組織一丸となって村づくりに全力を尽くしてまいっているものであります。 本年も議員各位のご指導とご協力を切にお願い申し上げます。 本臨時会におきましては、税条例の一部改正の件、どんぐり公園プラムカントリーの指定管理者指定の件、一般会計補正予算の件についてご審議をお願いするものであります。 よろしくお願いを申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶といたしま

		す。
議	長	村長の挨拶が終わりました。
		ただちに本日の会議を開きます。(10 時 02 分)
議	長	本日の議事日程はあらかじめお手もとに配布したとおりであります。
		日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
		会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において、
議	長	1 番高木さん、2 番高橋さんを指名いたします。
		日程第 2、議会運営委員長報告を行います。
		さきの本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本臨時会
		の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。
		高橋議会運営委員長
議会運営委員長		議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。
		さきに、第 1 回村議会臨時会の議事運営等に関して、議長から諮問が
		ありましたので、これに応じ 1 月 20 日午前 9 時 00 分より議会運営委員
		会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いた
		しました。
		その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結
		果、本日 1 日間とすることが適当であると認められました。
		以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運
		営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議	長	委員長の報告が終わりました。
		なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。
議	長	日程第 3、会期決定の件を議題といたします。
		おはかりいたします。
		本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。
		これにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、会期は 1 日間と決定しました。
議	長	日程第 4、諸般の報告をいたします。
		諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご了承
		願います。
議	長	日程第 5、教育行政報告を行います。
		教育行政報告は文書で配布されております。
		これで教育長からの教育行政報告を終わります。
		これから教育行政報告に対する質疑を行ないます。
		質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。

議	長	日程第 6、承認第 1 号、平成 23 年度更別村一般会計補正予算(第 6 号)の専決処分の承認を求める件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村	長	承認第 1 号、平成 23 年度更別村一般会計補正予算(第 6 号)の専決処分の承認を求める件でございます。 平成 23 年度更別村一般会計補正予算(第 6 号)について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規程によりこれを報告し、承認を求めるものであります。 理由といたしましては、説明のとおりでございます。 1 枚めくっていただきますと、専決第 1 号、専決処分書の写しでございます。 平成 23 年度更別村一般会計補正予算(第 6 号)を別紙のとおり専決処分するということであります。 理由といたしましては、歳入歳出予算について、ただ今の教育長の教育行政報告のとおり、更別中央中学校の生徒が全国中学校スケート大会に出場することが決まりまして、緊急に補正をする必要が生じましたけれども、大会期日までに経費を支出する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分するものでございます。 また 1 枚めくっていただきますと、専決処分をいたしました補正予算書でございます。平成 23 年度更別村一般会計補正予算(第 6 号)の件でございます。 第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 411 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,829,858 千円とするものでございます。 2 項については、お目通しをお願い申し上げます。 6 ページをお願い申し上げます。 6 ページは歳出でございます。 款 10 教育費、項 7 教育諸費、目 2 学芸奨励費、411 千円を追加するものであります。先程、ご説明したとおり中学校スケート全国大会の件の助成金の追加であります。選手 7 名と引率 1 名、村の経費で派遣することとさせていただきますが、8 名分の助成額といたしましては、976,800 円程かかりますが、既定予算に残がございますので、不足する分、411 千円を追加したものでございます。 次に 5 ページの歳入をお願い申し上げます。 5 ページは歳入でございます。 款 9 地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税、411 千円の追加であります。今般の派遣助成の歳出に合わせて地方交付税を 411 千円追加したものであります。

		以上、説明いたします。
		ご承認方よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
		質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		これから本案に対する討論を行います。
		討論の発言を許します。
		(原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。
		これから承認第 1 号、平成 23 年度更別村一般会計補正予算(第 6 号)
		の専決処分の承認を求める件を採決いたします。
		本案は、承認することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、承認第 1 号は承認することに決定しました。
議	長	日程第 7、議案第 1 号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件
		を議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。
		岡出村長
村	長	議案第 1 号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。
		更別村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。
		1 の理由といたしましては、社会構造の変化並びに東日本大震災復興財源の確保を図るため、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。
		2 の改正の要旨であります、4 点ございまして、(1)といたしましては、たばこ税の税率を 1,000 本につき 4,618 円から 5,262 円に改めるものであります。これにつきましては、平成 25 年 4 月 1 日から施行となっております。 (2) の村民税の分離課税で、退職手当等に係る所得割の額の特例を削るということでございます。これにつきましては、平成 25 年 1 月 1 日から施行となります。 (3) たばこ税、旧 3 級品でございますが、この税率を 1,000 本につき 2,190 円から 2,495 円に改めるものであります。これにつきましては、平成 25 年 4 月 1 日から施行となっております。 (4) 個人の村民税、均等割の税率を 3,000 円から 3,500 円に改めるというものであります。平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間施行となっております。
		次のページをお願い申し上げます。

更別村税条例の一部を改正する条例の本文でございますが、内容につきましては、提案する理由及び改正要旨にて説明したものを現行と改正後に整理をさせていただいたものであります。

内容につきましては、先に説明のとおりでありますので、ここでは、お目通しを願うものであります。

2枚めくっていただきまして、最後のページ、附則について説明させていただきます。

附則の第1条でありますが、施行期日であります。

この条例は公布の日から施行する。ただし次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行するとなつてございまして、(1)として附則第9条の改正規定及び次条の規定につきましては、平成25年1月1日から、これにつきましては、村民税の分離課税の特例に関するものであります。(2)の第95条の改正規定、附則第16条の2第1項の改正規定及び附則第3条の規定はたばこ税に関するものでございまして、これにつきましては、平成25年4月1日から施行となつてございます。第2条、村民税に関する経過措置でありますが、平成24年12月31日以前に支払われるべき退職手当に係るこの条例による改正前の更別村条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例によるということに経過措置として掲げてございます。第3条、たばこ税に関する経過措置でございますが、平成25年4月1日前に課した、または課すべきであった、たばこ税については、なお従前の例によるという経過措置を設けてございます。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

議長 (ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

議長 (原案賛成の声あり)
これで討論を終わります。

これから議案第1号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第8、議案第2号、どんぐり公園プラムカントリーの指定管理者

	指定の件を議題といたします。
	提案理由の説明を求めます。
	岡出村長
村 長	議案第2号、どんぐり公園プラムカントリーの指定管理者指定の件でございます。
	どんぐり公園プラムカントリーの指定管理者を次のとおり指定しようとするものでございます。
	1、管理を行わせる公の施設の名称、どんぐり公園プラムカントリー、2、指定管理者となる団体の名称、株式会社アドバンス、代表取締役、西田勉、3の指定の期間、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間でございます。
	理由といたしましては、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。
	なお、本件につきましては、別添にて選定経過等について、資料を提してございます。
	これにつきましては、笠原産業課長に補足説明をいたさせますのでよろしくお願い申し上げます。
	以上、提案説明といたします。
	ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議 長	笠原産業課長
産 業 課 長	(議案第2号、どんぐり公園プラムカントリーの指定管理者指定の件について補足説明を行った)
議 長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
	質疑の発言を許します。
	3番 赤津さん
3番赤津議員	公募は1社ですか。
議 長	笠原産業課長
産 業 課 長	応募されたのは1社でございます。
議 長	3番 赤津さん
3番赤津議員	条例そのものはわかるのですが、指定を管理をするという原点というか、その理由というか、そういうことがもう少し村民に少なくとも、あそこを利用する者にとって最大限に効果が出るようなことにならなかったら本当の意味の指定管理の効果がないと思います。行政改革ばかりでやる部分もちろんあるでしょうけれども、本来はお客様のニーズの効果的なことを進めることと、色々な民間のノウハウというか、何年もアドバンスがやっているとするならば、色々な広場のノウハウをしっかりと確認を持って心配ないよとか、そういったことが全部ある程度やってみて初めてなるのですが、今、1社で指定管理で、なおかつ予算を見てもぴったりで。例えば道の駅だったら、当時2,700千円位、村との

申請で差額がありました。今回はぴったりで、本当にこれで今まで以上の効果が出て、指定管理を進めて良かったという効果が出るのか心配なのです。ただ看板だけの取り替えだけで指定管理ですよということでは全く意味がないわけでありまして、その辺の対応策、それから契約したからといって役場側の対応でどのような検証をしていくのか。そういうこともきちんとやって欲しいと思います。今までの責任の度合いというものがある面では、いっぱい苦情が来るのです。その苦情は今までは役場が直営だからやっていたのですね。今度はそういうことに対してはどこがやるのですか。それから料金も下がったとなると、その料金はアドバンスに入るのですか。役場が取るのですか。その辺、もう少しわかりやすく説明して下さい。

議長
産業課長

笠原産業課長

契約後の話だと思います。

料金に関しましては、この前の条例で申し上げたとおり、これからパークゴルフ場の料金はアドバンスに使用料が入ります。

それから苦情の関係でございます。

役場が全部外れるということにはなりません、基本的には会社で対応していただくということが原則になるかと思います。

議長
3番赤津議員

3番 赤津さん

そうなるここに書いてある予算額の13,000千円プラス、今年あたり2,000千円だったら、そういったものは運営の中で使えるということですね。

議長
産業課長

笠原産業課長

経費としては約15,000千円位かかっていますが、パークゴルフ使用料相当分2,000千円程度を差引きまして13,000千円ということで、今回、管理費を積算させていただきました。

議長
3番赤津議員

3番 赤津さん

金額が13,000千円が企業が出したのと役場が出したのとがぴったりということ自体がどうなのかなと思いますが、その辺の理由を聞かせて下さい。

議長
副村長

三好副村長

この件につきましては、村の方でも積算して、産業課長からお話が合ったかと思うのですが、15,000千円から利用料収入を引いた額を積算してこの金額になっています。これが上限だったということで双方協議した中で同額になったという状況でございます。

また若干補足説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、指定管理者の導入にあたっての目的につきましては、赤津議員のおっしゃるとおりということでございますけれども、基本的にこの指定管理者の管理費用の部分については、施設の管理運営ということで積算をしているものでございますけれども、施設の有効活用、利用拡大という

議 長
7 番本多議員

ことでは、指定管理者の方でも自主事業というものを予定してございます。それは新年度から利用料が減額になりますけれども、それに対して更に食事券とかそういった部分のサービスを加えて減額分を補うということの対応もしてございます。それから利用促進ということで国際化ということで、十勝管内でも多くの外国の方が来られていますので、そういった方のためにも利用していただくという計画、それから施設の中にはまだ今後の検討になろうかなと思いますけれども、すももの里がでございます。そういったところで施設をフルに活用して利用の促進を図っていくということを自主事業は別にまた指定管理者の方で計画されているということで村も指定管理者とタイアップする形で施設の有効活用を目指していきたいと考えているところでございます。

7 番 本多さん

募集説明会の時には、ここにも書いてありますとおり、2 社あったわけでありましてけれども、最終的には募集に入った時には1 社だったということで、2 社が1 社になったというのは会社の理由なのか。

議 長
副 村 長

三好副村長

11 月 30 日に募集説明会ということで2 社参加していただきました。その後、締め切り等もございまして、その締切日の前に1 社から書類の作成等が間に合わないということで辞退というような申し出があったものですから、最終的には1 社での審査というふうになったという経過でございます。

議 長

他に質疑はありませんか。

議 長

(ありませんの声あり)

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

これから議案第2 号、どんぐり公園プラムカントリーの指定管理者指定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第9、議案第3 号、平成23 年度更別村一般会計補正予算(第7 号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第3 号、平成23 年度更別村一般会計補正予算(第7 号)の件で
ございます。

第1条は繰越明許費の補正でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して利用することができる経費は、第1表、繰越明許費によるということにしております。

第2条は、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は第2表、債務負担行為補正によるものとさせていただきます。

1枚めくっていただきますと、第1表、繰越明許費でございます。

款2総務費、項1総務管理費、事業名で公用車両購入事業となっております。金額は2,049千円でございます。この公用車購入につきましては、昨年発生 of 鹿による事故車両の更新といたしまして、12月議会にて予算措置をさせていただいたものでございます。この更新車両としてハイブリット車の購入を計画いたしておりますが、これから発注となりますと年度内に納入されないことも想定されますことから繰越明許費事業として進めるものでございます。

次のページをお願い申し上げます。

第2表、債務負担行為補正でございます。

事項といたしましては、まず農業経営基盤強化資金利子助成事業に関する債務負担行為としてございまして、期間は平成24年度から平成28年度までの5年間、限度額につきましては126千円でございます。平成23年度に借入対象となりました農家さんが3件ございまして、19,140千円の借り入れを起こしておりますが、それに対する金利が0.85%ということになってございます。その0.85%を農山漁村振興基金の助成金として0.68%、そして村が0.170%を負担いたしまして、実質0金利とするものでございます。この0.170%の金額が126千円となっております。この126千円のうち2分の1は道からの交付金で賄われることとなっております。

次にどんぐり公園プラムカントリー管理委託料でございますが、先にお認めをいただきました指定管理者制度による管理費として年間13,345千円の3年分40,035千円、これからこれを限度額として契約をしまいたいと思っております。合計で40,161千円の債務負担行為の補正をさせていただくものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願いを申し上げます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

1番 高木さん

公用車購入の件なのですが、翌年度に繰り越して購入するということになっているのですが、それについてもう少し詳しい内容を説明いただきたいと思います。

三好副村長

この件に関しましては、村長の方からも先程説明がありましたけれど

議長

1番高木議員

議長
副村長

も、鹿の衝突事故で廃車に近い部分で、その更新ということで1台購入するべく予算措置させていただいたところでございます。その廃車の車両につきましてはハイブリット車でございます。今後も環境に配慮した車両を入れるということでハイブリット車を導入すべく検討を進めてきているところです。そんな中で車種の選定ということで2つのメーカーで入札をしようということで進めていたところでございます。そのうち1メーカーが以前からある車種で納品等は十分可能だということだったのですが、もう1社のメーカーの方は12月発売ということで当初は年度内に納入出来るかなということで業務を進めてございました。その中、やはり後発で出てきた新型の車が予想以上に人気があるということで今年の初めにメーカーから今後導入しても年度内には間に合わないという報道発表がなされたところでございます。その中で入札を進める段階におきまして納入が難しいということがあったものですから、納期をもう少し延長して再度入札をするという形で進めていきたいということで今回、繰越明許の受け入れをさせていただいたところでございます。

議長
6番堂場議員

6番 堂場さん

関連して、今説明を聞きますと廃車になるくらいの事故があったということで公用車が必要だから今まで乗っていたのに、廃車となってしまったら、今不自由はないのか。それとなぜその年度内に納入出来ないような車にこだわるのか。不自由であればやっぱり年度内に予算化してあるのだから、年度内に1日でも早く納入出来る車種に変えたら良いのではないかと一般的に思うのですが、その辺の説明をお願いします。

議長
副村長

三好副村長

議員のご質問のとおり、業務の中では大変な支障をきたしているということで、どうしても1台確保しないと今後の業務に差し支えるということで今回の購入を計画しているところでございます。

ただそれにしても、もともとハイブリット、今後も環境に配慮したハイブリットを導入することが最善という判断がございまして、今回2つのメーカーのハイブリット車で導入すべく検討を進めていたところでございます。ただ、当初は納入出来るという見込みのもとで予算措置していたところでございますけれども、あまりにも人気が高いということでメーカーの方から直接報道発表がなされたということで、やむなく今回繰越明許をさせていただくところでございます。ただ業務には支障を大変きたしておりますけれども、ここでハイブリットではなくて通常の車両を入れると村で進めている環境に配慮した地域づくりというところでは、方向性が少し変わってくるということがあるものですから、業務に支障はありますけれども何とかやりくりして乗り切っていかなければならないという判断のもとに繰越明許をさせていただきたいということでございます。

議長
6 番堂場議員

6 番 堂場さん

やっぱり業務に支障をきたすとなれば村民に迷惑がかかるということですから、ハイブリット車は2社だけではなくて、どこのメーカーでもやっていると思うのです。だとすれば、その辺の考慮も必要かなと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。2社にこだわって業務には支障をきたすけれども村民には迷惑かけるけれども、その2社にこだわるというようにしかとれないのですが、もう少し納得がいくような説明をお願いします。

議長
副 村 長

三好副村長

説明が不足していたかなと思いますけれども、業務に支障という部分もございますが、そこは既存の車両の中で対応しているということでご理解していただきたいと思います。

それと他のハイブリット車で導入してはどうかというようなご質問でございますけれども、この2,049千円というのは今までの車両より小型の車両で予算を計上していたところでございます。そんなところで他の車種となりますと予算が不足するということがございます。そんなことで車種の選定にあたってもなるべく安価で環境に配慮したものということで予算措置をしている関係上、他の車種を購入するということには至らないということでご理解をお願いしたいと思います。

議長
4 番松橋議員

4 番 松橋さん

業務に支障があるという答弁は大変な話だと思います。車1台がなくて4か月延ばすということで理解をして下さいと言われても絶対無理な言葉に聞こえる。現実的には行政として、個人の車を私用車として利用しているということですか。

議長
副 村 長

三好副村長

今1台廃車にしたものですから、台数は減っているという状況でございますけれども、私用車を利用してまで業務を遂行するような状況ではございません。その中で1台ないとかなり業務に不自由さが生じているのは現実ですけれども、車の管理につきましても細かく使用時間を設定して色々と業務の融通が図れるようにして住民の方には迷惑がかからないような形で進めているというところでございます。長期的にいきますと不具合が生じる部分がございますので、繰越明許にいったんさせていただきたいと思いますが、なるべく早く納入して円滑な業務遂行を進めていきたいと考えてございます。

議長
4 番松橋議員

4 番 松橋さん

それがなければリース会社から借りてきてでもその場はしのげます。

黙って4か月待てるという内容にしか聞こえないのですけれども、そこまでの支障はない、4か月十分待てますよという理解にしか聞こえないのですけれども。

議長

岡出村長

村	長	現在の状況から行くと村の指定した車種、1 車種になってしまって、これは競争の原理からいっても参加業者の皆さんがこぞって参画するような状況になってきませんので、やはり 2 車種をどうしても選定しながらやっていきたい。その中でどちらにそれが落ちるかはわかりませんが、もし今、納入が難しいというところに落ちてしまいますと 3 月末の納期に間に合わない場合が出てきます。ですから今回このような繰越明許費を計上させていただいたわけでありますがけれども、ここ 2 か月少しやりくりしながら業務を進めていく一方、早期の納入について落札業者をお願いしていくという措置を取ってまいりたいと思っております。おっしゃられることは重々わかっておりますけれども色々な多方面から考え合わせて今回の措置となったことをご理解いただきたいと思います。
議	長	他に質疑はありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 3 号、平成 23 年度更別村一般会計補正予算(第 7 号)の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 以上をもって、本臨時会に付議された案件は全部終了致しました。 これにて平成 24 年第 1 回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(10 時 52 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 24 年 1 月 20 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 高 木 修 一

同 議員 高 橋 清 美